

平成27年度 第1回  
滋賀県農村振興交付金制度審議会 会議概要

1. 開催日時・場所

平成27年6月23日（火） 午後2時00分～午後4時00分  
滋賀県農業教育情報センター4階研修室

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

雲林院智史、大塚光子、日下部純子、中村貴子、畑中直樹、藤原正幸、松下京平、  
森嶋利和

3. 議事等

○議事 中山間地域等直接支払交付金について

（1）平成26年度の実施状況について

事務局から資料1に基づき昨年度の実施状況について説明を受け、質疑応答や意見交換等を行い点検した結果、適切に実施されていたものと認めた。

主な質疑応答は以下のとおり

（委員）

共同取組活動の使途内訳にある「積立て」は、各集落で計画を明確にされているか。

（事務局）

3期対策（H22～H26）では集落が協定書に使途を記載し管理されていた。それ以前の交付金については協定参加者が確認できるように集落が使途を記載した資料を作成して明確にされていた。

（委員）

第4期対策から複数の集落が連携して広域の協定として取り組めるようになった。これからは広域での取組を行う必要が出てくるだろう。

（事務局）

滋賀県の中山間の集落はどこも維持していくのが精いっぱい、広域の連携まではなかなか広がらない状況であり、担い手に来ていただくとしても平地と条件が異なるため厳しい状況である。

そのため担い手が中山間に入っていき動機づけとして、農地の受け手側への支援に関して国に政策提案を行った。また県の取組としては、地域農業戦略プランを作り、地域の将来像を描いて地域の農業、農村を維持していく取組に対して本年度より支援

することとしている。

中山間の条件が厳しい農地に対しては、例えば JA のサポート事業体などに農地保全していただくために農作業を委託する経費を支援していくことを試験的に導入しようとしており、そのような取組により中山間地域の支援ができることを考えていきたい。

(委員)

滋賀県では特認地域の割合が大きいということだが、知事特認の仕組みは今後も継続していくと考えていいか。

法指定地域が少ないのは平地が多いからか。

(事務局)

4 期対策 (H27~H31) も引き続き、特認地域は交付対象となる。

滋賀県では、地形は明らかに棚田の形状となっても、8 法指定地域に指定されず、隣接もしていない地域があり、そうした地域でも特定農山村法施行令の「特定農山村地域」の要件を満たしている場合は特認地域に指定している。

また、8 法指定地域に隣接している地域も広く特認地域に指定している。法指定地域と同様に条件が不利な地域をできるだけ広く指定できるように考えている。

## (2) 特認基準の変更について

事務局から資料 2 に基づき特認基準の変更について説明を受け、質疑応答や意見交換等を行い点検した結果、特に追加や修正の意見はなく基準を認めた。

主な質疑応答は以下のとおり

(委員)

滋賀県特認基準(案)の農用地基準に高齢化率・耕作放棄地率の高い農地と記載しているが、具体的な数字はどこに記載されているか。

(事務局)

中山間地域等直接支払実施要領 第 4 の 2 の (4) のイに記載されている。  
高齢化率については 40%以上、耕作放棄地率は  $(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$  以上となる。

(委員)

滋賀県特認基準(案)の地域基準に DID (人口集中地区) からの距離が 30 分以上と記載しているが、30 分の根拠はどこに記載されているか。

(事務局)

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 別記4の4の(3)に記載されている。

DID(人口集中地区)の中心地(数か所ある場合は市町村役場や農協等の公的機関が所在またはかつて所在していた場所)から対象地区のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間が30分ということである。

(委員)

滋賀県特認基準(案)は単に地理的条件や人口のような数字の基準だけでなく、例えば郷土野菜を守っていく取組を行っていることを考慮すれば、滋賀らしい基準ができるのではないか。

(事務局)

今年から滋賀県ではそれぞれ地域にあった地域の将来像を描いて、それを実践することに支援したいという思いを持っており、中山間でも特産品づくりなどの活動も掘り起こしていきたいと考えてはいるが、平地に比べて条件が非常に厳しいというところで中山間の交付金の交付基準を決めているため、特認基準に取り入れるのは難しいと思われる。

## ○報告事項

(1) 法制化に伴う世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の変更点について

事務局から法制化に伴う世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の変更点について、資料3により説明を受けた。

(2) 中山間地域等直接支払交付金の第4期対策の概要について

事務局から中山間地域等直接支払交付金の第4期対策の概要について、資料4により説明を受けた。

以上